

令和2年第6回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月25日(木) 開会 午後 2時01分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 加藤博司

会長代理 6番 久保田勝

委員 1番 加藤敏夫 2番 中島敦夫 3番 友野秀一

4番 増田恒治 5番 齋木雅美 7番 細渕汎子

8番 中村 亨 9番 池谷昭二 10番 宮岡幸江

11番 吉川光彦

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 5番 齋木雅美 6番 久保田勝

第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積の設定について

協議第1号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見に対する回答について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 貫井典扶 太間雅嗣

吉田竹雄 岩田 茂 中村義男

平塚尚吾 宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主 幹 河西 多郎

主 任 高山 大樹

9. その他の出席者

環境経済部長 長谷川 功

農業振興課長 新井 勝次

農業振興課主幹 新 宜之

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員8名です。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第6回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、法師推進委員と田嶋推進委員です。遅刻はありません。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、5番、齋木雅美委員、6番、久保田勝委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、協議第1号は、7番、細渕汎子委員が当該事案の審議開始から終了まで退席をさせていただくことになります。

また、協議第1号につきましては、入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見に対する回答であることから、市農業振興課の職員に出席を求めています。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について、1番を議題といたします。

担当、5番、齋木雅美委員、説明をお願いします。

○農業委員5番(齋木雅美君)

5番、齋木です。議案第1号の1番についてご説明申し上げます。

当事者、〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。上藤沢東野〇〇一〇、畑、514平方メートル。申請理由、申請人は、現在、居住している住宅、車庫及び農業用倉庫の一部が、敷地外に越境していることが判明したため、法令違反のないように使用すべく申請する。摘要、住宅敷地(自己用住宅、車庫、農業用倉庫)(追認)。

理由書が添付されておりますので、その内容について説明いたします。

申請人は〇〇〇〇〇〇ありますが、自己用住宅や車庫、農業用倉庫の各一部が宅地から畑へ越境していることが市からの指摘で判明いたしました。自己用住宅について、〇〇〇〇頃建て替え、現在も居住しています。また、農業用倉庫は、〇〇〇〇〇に建築され、〇〇〇〇〇〇に相続したものです。これについても農業機械等収納のため必要な施設です。法務局へ提出した建物登記図面では、宅地である上藤沢〇〇—〇の中に収まっており、建て替え以来、宅地内に建てた認識でした。また、農家用住宅であり、開発手続が不要と認識しておりました。また、別件での農地転用許可申請時にも今回申請地に関して指摘がなかったことから、違反していた認識がありませんでした。そのため、正規に手続すべく、農用地区域からの除外申請を行った上、今回の農地転用許可申請を行うものです。許可申請に対してご理解のほどをよろしく願いいたします。

おおむね以上のような内容となりました。

先日、6月18日の日に平塚推進委員と現地確認をまいりました。申請地は、藤沢南小学校の北側に位置し、藤沢中央通り線の北側にあります。農用地区域外からも除外手続された案件でもありまして、転用申請もやむを得ないことかと思われまます。ご審議くださるようよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、平塚尚吾委員、藤沢地区推進委員として補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（平塚尚吾君）

今、齋木委員が申し上げたように、先日現地確認をさせてもらったところ、特に問題等はないと思われまますので、よろしく願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいま議案第1号の1番については、申請人の住宅敷地から、自身が居住する住宅、車

庫、農業用倉庫の一部が隣接する自己所有農地へ越境していることが判明したため、法令違反を解消するため、追認による農地転用許可を申請されたものでございます。

申請地は、農用地区域内であったため、平成30年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見にして審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和2年5月15日付で農用地区域から除外されております。こちらの案件につきましては、お手元のほうに図面のほうもございますので、併せて御覧いただければと思います。

追認の可否については、川越農林振興センターと協議をした結果、やむを得ないものと判断されております。

都市計画法に関しては、申請人が農家であることから、都市計画法第29条第1項第2号の農家住宅、又は農業に供する施設に該当し、開発許可は不要と判断されております。

続きまして、農地法第4条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に合致いたします。

また、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、全て基準に合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

接道している県道川越入間線はとても交通量が多く、両側に駐車している車両で見通しも悪く、交通事故がいつ起きても不思議ではない状況です。

弊社としてもこの状況を回避する為に付近に貸駐車場がないか調査しましたがありませんでした。考慮した結果、地続きである畑（所有者 ○○○○様）を譲って頂ければ、現在の駐車場と合わせた拡張が出来、弊社が求める駐車場の広さになる為、要望したところ、今回、良い返答を頂きましたので申請致します。

取得出来れば、従業員用の駐車場として利用し、工場に出入りするお客様、配送業者が楽に入れる様に配置し直します。また、雨の日など車通勤を希望している他の従業員の要望にも応えたいと思いますという理由でございます。

1つ資料が別添追加されております。左側の奥に工場があつて、その入り口の右側、東側が今回の当該案件ということになります。

6月21日に岩田推進委員さんと現地を確認しております。特段周辺の農地に影響はないものと考えます。特に問題はないというふうに確認をしてみました。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

次に、岩田茂委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら、お願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田 茂君）

吉川委員と見させていただきましたけれども、別に問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第2号の1番については、○○○○○○○を営む譲受人が隣地へ駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和元年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、

令和2年5月15日付で農用地区域から除外されております。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地でないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地購入費、造成費については、〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることを報告いたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当、11番、吉川光彦委員、説明をお願いします。

○農業委員11番（吉川光彦君）

11番、吉川です。2番についてご説明します。

当事者、譲受人、○○○○○○○—○○○—○、○○○、○○○○○○○（有）。譲渡人、○○○○○○○、○○、○○○○○。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。宮寺中島○○○○○—○、畑、1、209平方メートル。申請理由、受人は、自社所有地等で、大型クレーン等の業務用車両を駐車しているが、手狭であることから、業務用車両を移転、集約するための駐車場を設置すべく申請する。摘要、駐車場。

本件も理由書が出ておりますので、一部割愛しながら説明をいたします。

当社は、○○○○○○○○○○に○○○として会社を設立し、現在は○○○○○○○、○○○
○○○○○も行っております。

現在当社の土地利用は、○○○○○○○、○○○○○、○○○○○○○、○○○○○、○○○○○4
か所で営業所、駐車場、資材置場等々に使っておりますが、それぞれ申請理由でありますよ
うに、手狭であり、また道路の出入りが不便であるといった課題を抱えています。

後段の今回の理由でございますが、そういった事情から、新たに駐車場を探してしま
したが、なかなか見つからず、知り合いに相談したところ、今回申請します土地の所有者の紹介
を受けました。所有者の○○さんは、年齢とともに申請地を含め所有する農地を体力的に耕
作することが難しく、後継者もないことで、快く承諾していただいた。

当該地は接道も広く平坦で交通量も少なく、現在の駐車場からのアクセスもよく、大変気
に入っています。

敷地は1、200平米と広く、大型クレーンをはじめ○○○○○○○○○○の土地に置いて
ある重機、ユニック車も十分余裕を持って駐車でき、さらに従業員の駐車も全てこちらで考
えています。

現在は重機置場まで各個人の車で行っていましたが、許可を受けた際には当該地を拠点と
し、こちらの場所から社用車にて各駐車場へ行くような形にするつもりであります。

本来目的として、1、大型クレーンの駐車場確保。2、○○○○○の土地は駐車場をやめ
資材置場、廃材置場専用といたしたい。3つ目、従業員駐車場を含め重機類をなるべく1か
所にまとめたい。

クレーン、トラックは長いもので14メートルありますので、同じくらいの回転する場所

も必要であります。

現在大型クレーンの借地は約170平米、〇〇〇〇〇〇の駐車場に駐車している部分が約600平米と、従業員駐車場、社用車合計920平米となります。

今回申請します土地が1,209平米ありますので、余裕を持って駐車できて、また当社は必要に応じ頻繁に工事用レンタカーも利用しますので、それらを置くことも考えております。

以上の理由から、何とぞよろしくお願ひしたいということでございます。

場所は、やまゆり荘の南側に当たります。こちらも図面が出ておりますが、大型車両の駐車も可能ということでありませう。

6月21日に岩田推進委員さんと現地確認をしております。南側の地図でいうと、右側のほうになります。中島川という不老川の支流が流れております。上のほうは農地でありませうが、不耕作状態でございます。下のほうは雑種地と思われませう。現地確認したところ、周辺農地に特段の影響はないと判断されるかというふうを考えませう。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田茂委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら、お願ひします。

○農地利用最適化推進委員（岩田 茂君）

吉川委員さんと同じく、確認させていただきましたけれども、特段問題になることがないと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長

どうもありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願ひします。

○事務局

ただいまの議案第2号の2番については、〇〇〇を営む譲受人が駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございませう。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地取得費、造成費については、〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に通達いたします。

次に、3番を議題といたします。

担当4番、増田恒治委員、説明をお願いします。

○農業委員4番(増田恒治君)

4番、増田です。議案第2号、3番についてご説明申し上げます。

当事者、土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。

譲受人、〇〇〇〇〇—〇—〇〇—〇、〇〇〇〇〇〇、社会福祉法人〇〇〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇—〇〇—〇〇、〇〇、〇〇〇〇〇（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）。地名、高倉五丁目、地番、〇〇〇、地目、畑、804、同じく五丁目〇〇〇—〇、畑、227、同じく五丁目〇〇〇—〇、畑、1,943、計2,974平米。申請理由、受人は、〇〇〇〇〇〇を営んでいるが、障害者への施設入所支援等を行うための障害者支援施設を設置すべく申請する。摘要、障害者支援施設（1,184.46平米）。

提出された事業計画書を読み上げさせていただきます。一部抜粋して説明いたします。

入間市では、現在10名の知的障害者を主たる利用者とした施設への入所待機者がいます。さらに、入間市にて当法人が運営しております障害者支援施設「〇〇〇」の生活介護（通所型）の利用者には、親族等の介護疲れがピークにきているケースや、高齢化により入所を希望している利用者が6名います。また、当法人のグループホーム（共同生活援助）を利用している、50歳を過ぎてグループホームでの生活が厳しくなっている障害者が13名います。入間市のみで考えると、この規模の施設は必要ないように思えますが、入間市からの入所者は、当法人の〇〇〇の施設「〇〇〇〇」に13名、〇〇〇の施設「〇〇〇〇」に12名の入所者がいます。入間市の施設入所者が他の市町村の入所施設を利用しているように入所施設は全県、全国の待機者を受け入れるために建設するものです。入所者だけでなく、〇〇〇の平成31年度実績において、短期入所者定員5名に対して、年間利用者人数が2,573人（約7名/日）となっており、利用希望人数が多い日においては予約を断らざるを得ないことも多く、ニーズに応えることができていない状況が続いています。また、本計画において、今後入間市が整備を予定している地域生活支援拠点となりうる施設となれるよう、障害の特性に応じた必要なサービスや相談その他必要な支援を行うため相談室を増やし、親元からの自立等に当たって、一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能、上記の通り短期入所での緊急受入体制の整備、専門的人材の確保・養成のための強度行動障害者支援養成研修の積極的受講や職種別・障害種別研修の開催、入間市基幹相談支援センターや市内相談支援事業所、医療機関との連携体制を備えております。当施設が出来ることにより、より地域のニーズに合った支援を行う事が出来るとともに、地域共生社会へ向けた地域移行も進めていくことが出来ると考えています。

このたびの計画は、社会福祉法第2条2項4号に規定のある「障害者支援施設」の建築計画となっております。日中活動としての生活介護、夜間の生活の場としての施設入所支援の定員各50人(同一人物)、短期入所定員10人の知的障害者を主たる利用者とした施設を建設するものです。また、当事業における必要な駐車場として、送迎等社用車用4台、職員用14台、来客用4台の22台分の設置を計画しております。この計画が実現すれば、入所待機者を減らすことができます。生活介護は、日中、食事、入浴、リハビリ、各クラブ活動、散歩、日帰り旅行等を通じ利用者のエンパワーメントを引き出し、QOLの向上を目指します。施設入所支援は、朝夕の食事介助、排泄介助等を行い、また、就寝時の見守り等を通じ、利用者の健康管理を行います。短期入所は、利用者の保護者の介護疲れの解消や保護者が介護できない場合の緊急時の一時預かりなどを目的としています。さらに、地域生活支援拠点となりうる施設となれるよう、障害の特性に応じた必要なサービスや相談その他必要な支援を行うため相談室を増やし、親元からの自立等に当たって一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能、上記の通り短期入所での緊急受入体制の整備、専門的人材の確保・養成のための強度行動障害支援者養成研修の積極的受講や職種別・障害種別研修の開催、入間市基幹相談支援センターや市内相談支援事業所等との連携体制を備えていきます。

当該地の選定理由は、当該地の周囲は畑があり、林が点在するなど緑地が多く、利用者のリハビリを兼ねた歩行訓練ができるなど、環境面、安全面において理想的な場所となっております。前面道路についても、近隣に高倉小学校があり、障害者が安心して生活できる場所であると思われれます。市街化調整区域ではありますが、屋外でのグループでの活動場所など訓練をするのに必要な場所を設けることができ、必要最低限の敷地面積(2,912.18平米)となっており周辺の市街化を促進するおそれはありません。また、建物を北側へ寄せることにより、近接農地への影響を最小限にとどめています。更に、市街化地区では、道路が渋滞するなど、利用者の送迎に支障がありますが、当該地周辺の環境、道路の広さを考えると大きな利便性があります。また、当法人の障害者支援施設「〇〇〇〇」「〇〇〇」は、直線距離で約500メートルの距離にあり、緊急時の応援体制もととのっています。病院も半径5キロメートル以内に「原田病院」、「豊岡第一病院」、「入間ハート病院」、「埼玉石心会病院」があり、緊急時の利用者の異変にも対応できます。

是非、計画が実現できるようお願いいたします。

提出された理由書、計画書を読み上げさせていただきましたが、今回の申請理由は、理由

書のとおり、社会福祉法人による障害者支援施設を建築するためのものです。6月21日、山畑推進委員とともに現地を確認してまいりました。案内図のとおり、申請地は東側は市道、ほか3方は茶畑や高低地となっております。今回の申請の敷地面積は2,974平米です。障害者支援施設の建築面積は1,186.46平米で、軒高6.85平方メートルの2階建ての建物です。駐車場は22台分の設置予定です。施設入所者入所支援定員50名、短期入所定員10名の障害者を主たる利用者とした障害者支援施設の設置が申請事由となっております。敷地面積も必要最低限で、周辺農地への影響も特に問題はないと思われまます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、山畑義行委員、豊岡地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

今、増田委員があれしたとおりでございます。特にありません。よろしくご審議お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第2号の3番については、〇〇〇〇〇〇を営む譲受人が障害者総合支援法に基づく障害者支援施設を建設するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、同法第34条第14号「県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進されるおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為」に合致する場合は、「開発許可相当」と判断されるものと思われまます。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業の中で、土地収用法その他の法律により、土地を収用し、又は使用することができる事業に供する場合」に合致いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、土地購入費、施設の建築費等については、〇〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、議案第3号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積の設定についてを議題といたします。

事務局に説明をお願いします。

○事務局

それでは、初めに議案の朗読をさせていただきます。

議案第3号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積の設定について。

農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積の設定について、農地法施行規則第17条に基づき設定を行うか決定する。

農地法第3条第2項第5号条文（別紙1参照）

現行50アール（設定なし）、決定案50アール（設定なし）。

議案の朗読については以上でございます。

それでは、説明に入らせていただきます。別紙1を御覧ください。お手元のほうに別紙1ということで、議案の配付のときに配らせてもらったものがあるかと思っておりますので。

農地法第3条による農地取得等の許可要件の一つに、農地法第3条第2項第5号による下限面積要件の規定がございます。これは、農地を取得する者の総農地面積が50アール以下では許可できないと規定されております。別紙1の農地法の条文第3条第2項第5号の部分で、3行目の枠の中で囲まれた部分です。そちらの部分で中ほどになるかと思うのですが、県では50アールの下、その下に括弧内で枠で囲まれた部分で、農業委員会の判断で下限面積を50アール以下に引き下げて設定することも規定されております。毎年この別段の面積の設定に関して、その必要性を検討することが求められております。別段の面積を設ける場合の基準については、農地法施行規則第17条に別紙1の中ほど、真ん中辺の枠で囲まれた部分、こちらのところに自然的、経済的な条件から見て、営農条件がおおむね同一と認められる区域を単位として定めようとする面積より少ない面積で営農する農家数の割合が総農家の100分の40を下らないように算定すると規定されています。下らないとは、100分の40を超える割合のことでございます。入間市においては、同一の区域は営農条件はおおむね同一と認められることから、市内全域を1地域として考えられます。

また、農家数の割合は2015年の農林業センサスによると、入間市の農家総数は1,032戸であり、うち50アール未満の農家数は681戸で、割合としては100分の66でございます。30アール未満の農家数は557戸で、割合としては100分の54となります。これを法令要件に照らし合わせますと、入間市では30アールまで下限面積を下げることも可能ということになります。しかしながら、担い手の農地利用の集積、集約化を進める意味でも、安定した農業経営を継続していくためには、50アール程度の農地は必要であると考えられます。また、50アール未満の小規模な農家や新規就農者についても、現在は農業用機械を利用した耕作が主流であり、新たに農地を求める際に、50アール未満になると耕作できない場合はほとんどないと考えられることから、今年度も別段の面積については、設定しないということでご提案をさせていただきました。ご審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

事務局の説明がありましたが、質疑ありましたらお願いいたします。

ありませんか。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積については、設定しないことと決定いたしました。

ここで、次の議題に行きたいのですが、農業振興課の皆さん入りますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時47分

○議長

それでは、ちょうど3時になりましたので、再開いたします。

再開 午後 3時00分

○議長

協議第1号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見に対する回答についてを議題といたします。

最初に、細渕〇〇、以前〇〇、今、〇〇を終わったらしいのですが、退席してもらうことのような説明をしましたけれども、〇〇が終わっていますので、在席でお願いしたいと思います。

それでは、本案件は先月の農業委員会総会の議案第2号で審議し、入間市へ回答を求めた案件です。

初めに、事務局に説明を求め、その後、委員の皆さんからご意見を伺います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、初めに議案の朗読をさせていただきます。

協議第1号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見に対する回答について、別紙2のとおり。

それでは、説明に入らせていただきます。本案件は、先月の第5回農業委員会総会、議案第2号にて、「入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について」をご審議いただきました。

審議の結果、農業委員会の意見としては、事案番号10番の事務所・農産物直売所の案件を除いて意見なしと回答し、また10番の案件については、計画の再考を求めるとともに、審議の中で出た意見に対する回答を令和2年5月26日付で入間市へ求めておりました。

その回答が市から提出されましたので、本日、協議事項として委員の皆様にご協議をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

本案件は、農業委員会の求めに応じ、市から回答があったことに対する協議事項であり、市への意見の回答を求められているものではありません。しかしながら、会としていかに取り計らうか、意見の集約を行いたいと思います。

本案件について、いかに取り計らうか、ご意見等ありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

まず、協議に入る前に、手続上の問題から入っていきたいと思うのですが、前回配られた中に、今日配られたJAさんからいただいたこの回答書ですね。これについては今日ここで配付して、また回収することになっていますけれども、それはそのとおりなのでしょうか。

○議長

事務局。

○事務局

農業振興課のほうからそのような話で聞いてございます。

○議長

はい、どうぞ。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

ということは、これは正式な公式文書として捉えなくていいということでよろしいですか。

○議長

はい、どうぞ。

○農業振興課

農業委員会のほうから回答を求められて、市のほうから組合のほうにこれについて回答をいただけるかどうかということでお話をさせていただいたところ、組織的なこともあるので、よく確認をさせていただいて、回答しますということで、先日いただいたものがこちらでございます。

先日、議案と一緒にお配りをしていただいたとおり、組合からの申し入れによりまして、全体的かどうか、内部的なことも含まれているので、農業委員会さんに回答はしますけれども、これがいたずらにほかの方に出たりとかということとはちょっと避けたいということでございますけれども、あえて組合から、農業協同組合からいただいたという正式な文書は内容的には変わりありません。

○議長

はい、どうぞ。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

市からは4項目について正式に文書をいただきましたけれども、それについては敬意を表したいと思えますし、それについてのまた意見を述べさせていただきたいと思えますが、JAから市長宛てに出たこの文書が、これは当日配付して、回収してしまうということになると、この記録にも正式には載っておりませんし、出して我々が見ただけという話になるわけで、私はこれは公式文書としては、市側のほうとしては公式文書で受け取ったかもしれませんが、農業委員会としてはこれは公式文書としては受け取らないというふうに判断をしたいと思うのです。となればこの協議については、市からいただいた4項目についての議論をしてもいいと思うのですけれども、その件については議論をする必要は全くないと私は

思っているのです。いかがでしょうか。

○議長

要するに記録として残らないからという。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

ええ、もともとこの出た文書は、あくまでも農協さんから市に出た文書です。農協さんから依頼をした農業委員会に出たものではありません。ただ、農協さんから入間市に出て、入間市からこういうふうに出たので、追加してこれも出しますということで出てくるのであれば公式になりますけれども、これはあくまでもJAさんから入間市役所のほうに出ただけの問題であって、農業委員会へ出たものではないのです、この文書は。だから、これは非公式だということで、公式とは認められないと思うのです。そこを勘違いしないでいただきたいなと私は思うのです。

なぜかという、この間配られた文書は、入間市の意見について、4項目については入間市から農業委員会の会長の加藤会長に出ているのです。ですから、この件について4項目についてここで協議してどうなのだろうということは、やっぱりそれを意見をしてもいいと思うのですけれども、これはあくまでも参考ですよね。JAさんから市に出た段階であって、それを回収してしまっは、これはそのまま市から今日の口頭でもいいですけれども、JAから出たもので、公式文書としてこれは回答ですから、これをこのまま議論の対象にしてくださいというのなら分かるのですけれども、そうではないと思うのです。やっぱり手続上これはおかしいと思うのです。いかがでしょうか。

○議長

農業振興課はどういうふうに。

○農業振興課

前回の農業委員会の際に、その後ですね。農業振興課長のほうに正式に農業委員会から市にJAの関係のことと市の関係についてそれぞれ回答を求める依頼がありましたので、それを基に市と、あとJAとそれぞれ分けて回答をさせていただいたものということで、こちらとしては正式に市のほうに回答いただいたものを農業委員会さんのほうにこうやって確認をさせていただいているというところでございます。

○議長

はい。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

ですから、そこでおかしいのは、農協にお願いしたのは分かるのですが、それが来て、出てきた文書がこれですよ。だけれども、これは公式文書として農業委員会のほうに出しますよという文書があつてしかるべきなのです。それで初めて公式になるわけです。このままでは入間市役所が市が持っているだけのものであつて、我々にそれで配って、戻されたのでは、これは全く公式ではありませんよね。今日何で協議のためにこれ出すのですか。これは、だからあつて、ないものなのですよ、今日。我々が考えなければならないのは、こちらの市から出された4項目、これは議論の対象にはしっかりと正しくなると思います。片方は、あくまでもメモですよ、これ。簡単に言えば。こんなつまらないことで追求すべきものではないのです、本当は。だけれども、そんなことをして、何でそのJAさんのほうの意向を酌む必要あるのですか。本来はJAさんも農業委員会も入間市と一緒にやっぱり農業を守るために頑張らなければならない機関ではないですか。それを当事者たる人間たちがそういうふうにして、どうなのですか。それを指導するのも市の役目なのではないのですか。どうですか。

○議長

どうですか。皆さん同じというか、意見あると思うのですが、吉田さんのご意見をどう思いますか、あるいは農業振興課の意見。

どうですか。まず、この農協から市に出てきたものを審議するかどうかということなのですが、まだ全部読み切っていないですか、もしか皆さん、これ。農協のやつは回答書、今日配られた。

ちょっとではこれから5分ぐらいで読んでください。5分間にちょっとお願いします。

いいですか、そろそろ。この回答書ということなのですが、吉田さんが言われるのは、農業委員会宛てにこの文書ではないよと、入間市長宛てに来たものをそのままその日に出したのだよということで、正式な回答にはなっていないよということで、それで回収資料ということで、表面に出てこないですね。これを端から読み上げると、記録として後に残るのですが、それもないのです、正式に認められないという吉田さんのご意見なのですが、皆さん、ほかにどう思っているか、ちょっとお願いできますか、意見を。

指名してしまつていいかね。

宮岡さん。

○農業委員 10番（宮岡幸江君）

私なんかは農家には関係のない、農業に関係ない者からしたらば、この農協から回答のあったこの1から7番の間出したものは、農協自体の運営のことに口を出している。何かそこまで農業委員として口を挟む権利があるのかなと言ったら語弊あるかもしれないのですが、これからの農業をどうするのということに関しては、これは市も、それから農協さんも一緒にやっていくべきものだと思うのですが、私がこれを理解するには、この農協さんから、〇〇〇〇農協さんから回答いただいた文書は、自分たちの経営のことなので、農業委員会としては、こんなふうなことをお知らせしますという程度のもので、私はあとは理事さんなりが、農協の。頑張ってもっと組合員の方たちはこう思っていますということ組合の中でやっていただくことであって、農業委員会で言うことではないような気がするのです。

確かにいろんな面を考えれば、農業者の立場になっていろんなことを農協さんは考えなければいけない。だからこそ理事さんは組合員さんの意見を本部と闘うというか、そんなような形で頑張ってもらっていいことではないのかなと思っていて、農協には入間の農業をこれからどうするの、これでいいの、それからいろんなことを開発しているけれども、どうなのということをして市長と闘ったり、そういう大きな団体さんとそういうときにはいろんな意見交換する。これは、運営上のことであって、農業委員はこの程度、ああ、そういう考えなのかとお示しいただいたぐらいでいいのかなと私は思っています。

この間この問題が出たときに、なので私は交通の問題しかこれに対しては、農協さんに対してこれに対しては言えないなと思ったので、あその場所にできて、交通の問題はどうなのですかとか、そういうことをお話ししましたが、運営や経営については農業委員としてはちょっと出過ぎなのかなというふうに私は思っています。

○議長

ほかに。

隣の吉川さん、どうですか。

○農業委員 11番（吉川光彦君）

位置付に関しては、5月26日に加藤会長名で市長に宛てて資料提出を頼んだわけで、その中にJA〇〇〇〇関係を含めちゃうのだから、依頼書が。だから、JAとしては田中市長さんに返事を返したわけでしょう。それだけのことではないかと思うのですが、だけ

れども、直売所とか、支店統合に関することはJ Aの考え方として、先ほどみんなが目を通した内容なので、これはこれでJ Aの回答として扱えばいいのではないかなと思いますけれども。

○議長

要するにこれ回収資料ということは、ある意味でマル秘の部分なわけですがけれども、その辺に関してはどう思いますか。

○農業委員11番（吉川光彦君）

残したかったら、読んでしまえばいい。

○議長

ここに残りますよね。

○農業委員11番（吉川光彦君）

みんな読んだのだから、資料が残る、残らないはJ A側の事情もあるから、そこは大人の関係でいいのではないですか。しょうがないでしょう。

○議長

吉田さん、ある意味では反対ではなくて、対立するような意見が出ましたけれども。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

もしそういうことを認められるのであれば、今後ともそういう関係があるでしょうね。付度するような形になるようにして、どこかの企業が出した内容について、これは出さないから、それをお願いしますと言われれば、それでしょうがないですという話になる。では、それで農業委員たちいいですかという話になりますから、それは手続上の問題としては全くおかしい問題だなと私は思いますけれども、中にはこの文書の中には入っていないわけですから、この文書だって、やっぱり結局質問した内容のものに答えていないわけですから、中の問題だと言いながら、この前全員で前回のと同じ問題ですよということで、再考を求めて依頼したわけですから、それをその事実を全く自ら自分たちで返してしまっているのかなと。大きく変わりますね。記録に残りますから、これは全て公になれば、全部全て記録に載ってしまう。記録になってしまうわけですよ、みんな全て。だけれども、この内容そのものがそんなに公表しないような秘密の内容含まれているものではないような気がしますけれども、これはでも中に入っていますけれども、そうではなくて、手続上の問題としては全くおかしいと思います。

○議長

振興課は何かこれは出さないという話し合いできているのですか。要するに回収しろという何か約束になっているのですか。

○農業振興課

そのとおりです。

○議長

なかなか議論が進まないのですけれども、討議の場所ではなくて、審議の場所ですので、皆さんの意見をできるだけ多く出してもらえたらと思うのですけれども、当事者の藤沢だとか、豊岡の皆さん、どうなのですか。

○農業委員 4 番（増田恒治君）

私は、この金融と営農は別だと思っているのです。農業を守る立場から言えば、直売所は賛成です。けれども、金融から考えたら、やっぱり市街地へ持っていくべきでしょうね。市街地結構あるわけですから、安くて。だから、別々に考えたほうが私はいいかなと思うのです。

○議長

藤沢はどうですか。

○農業委員 5 番（齋木雅美君）

藤沢の候補に上がっている土地ですけれども、あそこの周りにはもう全て農地があるわけではないですよ。駅前通りということで、条件的にはすごくいいところではないかと思えます。これちょっと分からないのですけれども、一般の商業施設だったら、多分すんなり通ってしまうような案件だったと思うのですけれども、農協さんということで何か話がこじれているような関係で、私ちょっとよく分からないのですけれども、その辺が。

○議長

増田さんの言われた直売所と事務所の別の考え方というのはどうですか。

○農業委員 5 番（齋木雅美君）

直売所も藤沢にあってもいいのではないかと思います。また、農協さんも確かにあそこ道路の状況が多少混むのですけれども、平日はそれほど混まないのです。やっぱり連休とかになると、やっぱりアウトレットの関係で道路は多少混みますけれども、平日は常に混んでいるわけではないので、それほど問題はないと思いますけれども。

○議長

これは、推進委員の皆さんも意見を言ってもらって問題ないと思うのですけれども、推進委員の皆さんでどうですか。

はい。

○農地利用最適化推進委員（岩田 茂君）

これ回答いただいたのですけれども、正直言ってそんなに隠しても隠すほどの重要なところもないかと思うので、重要ということはないのですけれども、隠すような文言がないような気がするので、でも回答だから、これで回答だなというふうに私は思ってしまったけれども、ただ返してくれと言うなら返してもいいけれども、そんなに引き揚げるほどの資料ではないということです。

○議長

どうですか。この前の先月の会議では、要するに農振地域で、ここは2種でしたっけ。1種でしたっけ。

○事務局

除外されますと2種になります。

○議長

除外。

○事務局

現在は農業振興地域になっておりますので、農業振興地域ですけれども、農業振興地域から外れますと、第2種農地になります。

○議長

なるほど。

○事務局

すみません。農用地から外れると第2種農地になります。

○議長

さっきの議案のすぐ隣、すぐ隣というか、50メートルと離れていない場所ですよ。

○事務局

はい。

○議長

あそこは1種だというふうに言っていたけれども、では取りあえずあの一帯は1種なのですね。

○事務局

いや、先ほど説明追認でやったところにつきましては、南側に農地がつながりますので、1種農地なのですけれども、今回のJAさんが計画している場所ですとか、その前の、ちょっと前に出ました回転ずしとか、コンビニとか、そこは2種農地なのですよ。ですので、種別が違いますので、代替性とか、そういうものの説明がつきましたら、許可という形の基準を満たす形になります。

○議長

どうですか。取りあえずこの農協から来た回答書のところで今つかえてしまっているわけですけれども、皆さん、ほかに意見持っていると思うのですけれども。

では、これは後回しにして、市からの回答のほうをやりましょうか。これもう皆さんに前に配られていると思うのですけれども、これは今、直接振興課から話が来ておりますし。

はい、どうぞ。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

しっかりと回答いただいてありがとうございます。これは、お礼を申し上げたいと思います。

4点の中で1点、2点については異論ありません。ただ、3点目については、これまでのいろんな経過の中で、直売所と支店はどっちが先だったのという、卵が先か鶏が先かになってしまうのですけれども、基本的には合体するということで、直売所と支店は、同時に進められたものだというふうに私は思っているのです。ただ、直売所があるからこそ7、500平米もの農転も必要なわけだから、それがあればなおさらやっぱり除外するほうも取りやすいのではないかというような非公式で随分聞いてきております。だから、どちらが先ということではなく、市からも同時にということで、どちらがあつたものではないというふうなことだと思ふのですけれども、主体が変更になったのではなく、いろんな本来なら同時だったということなのかなというふうに思っています。

ただ、本来からいけば、やっぱり直売所のほうが先にあって、直売所があるからこそ支店がつくれるというふうに前々から非公式に流れている部分だかと思います。これは、公式なものではありませんけれども、そこだったというふうに思っております。だから、そうでは

ないというふうに言い切っている以上は、理由書としてはいいと思います。

それから、4番目については、やっぱりそういった、あくまでも今回JAさんはこういったことに対して意見を聞く立場の団体ではありますけれども、今回当事者なわけですから、そういった部分も市の指導等についてもやっぱり聞く耳を持つという部分が原点だと思うのです。そうすると市内におけるいろんな団体がどう動くということよりも、市がやはり農業振興についてどうやってやっぱり指導していくのか、あるいはどうやってまとめていくのかという方向性を主体的に出すべきではないかと、JAも同じですけれども、そういった部分のところはやはり農業振興課を中心に進めていきたいと、これが原点だと思います。これは、希望として申し上げておきます。

市からの回答については以上です。

○議長

どうですか。ちょっとずれますけれども、参考資料としてこういうのがありますね。1とも2とも書いていない、参考資料です。除外と農地転用の内容を表わした表がありますけれども、この辺についてちょっと説明。

○事務局

そうしましたら、先日の別紙2と一緒に参考資料ということで、先月の農業委員会の総会の際に、農業委員会の立ち位置が分かりづらいというご意見がありましたので、農業委員会と農業振興地域整備計画の変更の係りについて、ちょっと事務局のほうで整理しましたので、そしてまず除外と農地転用の違いということで、こちらの表になりますが、農地転用のほうにつきましては、農業委員会が申請人から許可申請があって、農業委員会が審査をするものでございます。最終的には農業委員会の意見を許可相当ということで付けて県の許可を得ているものでございます。許可基準につきましては、農地法に基づいたものを許可基準ということでやらせていただいております。

一方は、農用地区域からの除外の関係につきましては、手続としては市の行政上の行政計画の変更ということになりますので、農業委員会としましては、手続フローの上から3つ目、あくまでも市からの計画を農業委員会が意見を聞かれる立場ということになります。その意見を聞いたものについて市が県へ事前協議をしたいのですとか、変更案を作成したりとかして、最終的に除外をすとか、しないとかというのを決めるような形になります。

判断基準としましては、裏面に5要件と、判断基準5要件と書いてございますが、そちら

のほうは裏面に幾つか要件がありまして、こちらの要件が合致するものについて、先月の農業委員会のほうで意見を聞かれた11案件ですか、そちらのほうを満たされているからということでは上がってきているものでございます。

それと、この表の下に、除外に当たり農業委員会等の求められた意見についてということになりますが、こちらでは国のガイドラインでは、市の農業委員会はどのようなものを意見を聞く必要があるかということを書いてありまして、一番下の②ということで、農業委員会については市町村整備計画の推進に必要な農地の流動化等の農地の利用関係の調整、集団化等構造政策の推進上重要な役割を担っており、これらの政策が適切に行えるよう意見は聞くこととしているものであるということになっております。こちらのほうにつきましては、例えば広大な農地が広がる中にぽつんと来て、営農に支障が出るですとか、あとは認定農業者の方ですとか、そういう耕作をして生活をしている人のところの農地に飛び込んだものがないかというようなものを見るような形となっております。

その2枚目のほうについては、根拠条例のものになりますので、お時間のあるときに見ていただければと思います。

以上でございます。

○議長

今の説明、何か聞きたいことありますか。

はい、どうぞ。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

よく事務局が分かりやすくつくってくれたなと思います、参考資料として。これは、本当に理解します。この中で、先ほどもありますように、1番目の中で左側にある農用地区内からの除外について、今ここで農業委員会の意見を聞いているという格好になるわけですが、この中には農業協同組合も入っていて、やっぱりそれなりの両方の団体からちゃんと意見を聞いて市が変更するというのが原点だと思うのです。そうするとJAさんについてもそれなりのやはり識見は持ってやっぱり判断すべきだと思うのです。

ただ、今回については、本件はJAさんが当事者になってしまっているという点、もう一つ違うところは、農業委員会はやっぱり市と同じように行政機関として、市長が職業だとか、いろんなところに偏りはないように、公平中立の立場から農業委員会の意見を求められているわけですので、それらをもって県との事前協議があるわけですから、だから県としてもや

っぱり農業委員会はどうか考えていたという部分は必ず気になるはずなのです。仮に無視して強引に持っていったとしても、そこになるわけです。ですから、そのところに農業委員会としては、やはりこういう点の判断をしましたということがすごく大事なような点だなと私は思っております。最終的には市の行政計画の変更としてやっぱりなるわけですから、その範疇においては、県のいろんな助言等があったりということになるわけです。ただ、やっぱりそこについては、農業委員会としてはいろんな政策の推進上、もちろん今日、局長が言われたように、農地の関係の調整等、集団化の構造の関係、これだけではなくて、農業振興全体に係る政策が適切に行われるようにやっぱり意見を具申していくというのが本来このあるべき農業委員会の姿だと私思っていますので、だからこそ農業委員会、農業委員と推進委員ができたというふうに僕も法律上見ておりますので、そこを考えていけば、この問題については、やはり十分慎重に議論をして検討すべき内容のものだなというふうに思います。

特に問題になったなと思っているのは、やはり今JAの支店の部分もありますけれども、基本的にその法律上見ていきますと、今、〇〇と〇〇の地区内ですから、〇〇、〇〇地区内に市街化区域内に全くその支店をつくる場所はないのだと、そういう説明が我々のところであって、では調整区域しかないよねと、ではその調整区域はどこにあるのと言ったときには、〇〇も〇〇も全部ひっくるめて検討したのという部分がどこにも出ていないというところに問題があると言っているのです。ただ、そういう部分のところを農業委員会はチェックしたのかいというのがやはり県からすればそういうふうになると思うのです。我々とするところをしっかりとチェックをして、だからあそこが必要なのだというときは、それはそれでいいわけです。そういう手順をしっかりと踏んでいないことに問題があると私は言っているのです。

○議長

この資料に5要件というのはありますけれども、この5要件、2ページ目です。この要件を満たしていればいいのだよと。それは、今、吉田さんが言われた部分に関して、受け身で出てきたものを受け身でこの5要件だけをチェックするとなると、要するに提案も何もなくて、結果的にはイエスかノーかを言うだけでいいのかなということになってしまうような気もするのですけれども、あまり私も個人的な意見言ってもいけないのですけれども、皆さん、いろんな意見を出していただきたいと思うのですけれども、農協からの回答が出てきているわけですから、これをまず検討する意味があるかないかという部分で今つかえています

けれども、どうですか。

何とか言ってください、進まないですから。

はい、どうぞ。

○農業委員 6 番（久保田勝君）

さっきもあれ吉川さんが言っていましたけれども、農業委員会という市役所が農協に回答求めて、農協が市役所のほうに、振興課のほうに回答したということだと思うので、それでの回答で仕方のないことではないのかなというのと、あと支店と直売所が一緒では何でいけないのかというか、一緒になったほうが今、東金子の話なのですけれども、直売所、昼休みなんか農協の職員なんかも直売所に買物に来たり、支店に来るお客さんもついでに直売所で野菜を買ってきていただいたりとか、一緒にあることで直売所の売上げも上がるのではないのかなと思うのと、あとこの間も理由書に農協と行政とが災害協定の締結をしており、大規模災害時のいろいろ協力関係をつくるということも理由書の中にも書いてあるのですけれども、そういった場合、ある程度大きい広いスペースがあることも災害時にも有効ではないのかなと。特に藤沢地区、人口増えているので、そういう施設としても利用できるのはいいのかなと思うのと、あとさっき齋木さんも言いましたけれども、ちょっと現地見たのですけれども、周りには住宅も結構点在していたり、隣接していたりして、そこを農振から除外しても、問題があるのかなのか、そうしたらそういうことも問題ないのかなというふうに私は思います。

○議長

どうですか。今ちょっと話は進んでいますけれども、この吉田さんが提案されたのは、これを公的に要するに回収資料であったら、公の文書ではないよというふうな質問されたのですけれども、では検討する価値がないと言われているわけですが、その辺に関してはどうですか。

はい。

○農地利用最適化推進委員（岩田 茂君）

これ回答のほうなのですけれども、これは農協のほうに質問されたからそれなりに返ってきた、送ってきたものなので、検討する余地と言うよりも、回答なので、回答は回答ということではないかと思うのですけれども、違いますか。

○議長

回答でいいのですけれども、回収資料だと、表に出ない資料だと。

○農地利用最適化推進委員（岩田 茂君）

別に回収なら回収でも全然問題ないと。

○農業委員 11 番（吉川光彦君）

もう回答は回答、それをどう、最後は回収したいというのは、それは J A 側の意向ですから、それは扱いの問題ですね。回答の中身に対して農業委員会がどういうふうを受け止めるかということが議論の主題ではないですか。回収するのがけしからぬから、資料ではないと、回答ではないと、そういうのもちょっと論理的にはおかしいですけれども。

○農地利用最適化推進委員（岩田 茂君）

ただ、吉田さんのほうで今回出してもらった質問状というのは、これは本当にふだんから市のほうにしても、また農協にしても、どちらの立場にしても考えていなくてはならないことを言ってもらったと思うのです。だから、これは物すごくよかったと思っています。だから、これを検討、私はその辺がよく私にも検討しても、検討した結果がどうこうというのは、だから考えを聞いたということではないかと思うのです。

○議長

この前の会議でいろんな意見はたしか出ていたと思うのですけれども、今日は前回に続きみたいなものなのですけれども、どういうふうに農業委員会として答えを出すか、要するに簡単な言い方すると、賛成か、反対か、そうでないかと 3 つだと思うのです。賛成か、反対か、あるいは意見なしというか、決断できないよという。

○農業委員 8 番（中村 亨君）

それは委員会としてまとまった 1 つの意見ではなくて、両論併記ではまずいのですか。これは、この意見を聞くわけでしょう。こういう質問が出て、それに対してはこういう農業委員会の中から賛成もあり、反対もあったという、反対という言い方はないけれども、違った意見が出ているわけですね、いろいろな立場から。まとめなくてはまずいのですか。

○議長

要するに農業委員会の意見としてここに書かれている農業委員会からの意見聴取についてですね、今。

○農業委員 8 番（中村 亨君）

うん、そうですよね。こういうように両論出たという。

○議長

そうですね。

○農業委員 8 番（中村 亨君）

ではまずいのですか。

○事務局

どうですか、今、会長言われたのですけれども、この中で回答は求められていないので、意見はまとめますと、そういう話を……

○議長

どうですか。中村さんの言われたように、両論の意見を聞いて、いろんな意見があるという回答だけで市に対する回答は。

○事務局

回答は……

○議長

ああ、そうか、そうか。了解します。意見を求められているものではないですね。意見の集約だといいの。

どうですか。この農協の回答書の取扱いについては、先ほどからそんなに意味ないよという意見も出ていますけれども、吉田さんの提案、吉田さん、納得。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

回収するのだから言っているとおりです。もう意味ないですから、公式文書では認められませんから。今日、これ配らなかつたのと同じですよ、対象とできませんね私。

○議長

どうですか、ほかにご意見。

ちょっと皆さん、がんがん言ってもらったほうがいいのですけれども。

池谷さん、どう。

○農業委員 9 番（池谷昭二君）

回答のことに私はちょっと難しくて、どこまで権限があるかというのはよく無知なので分からないのですけれども、原点に戻りますと、これはせんだっての農業委員会のときに、農協さんから農産物直売所を支店と〇〇へつくるということで、除外ということで議案出ていたわけです。それをそこに対しては私は組合員のためにも場所だとか、いろいろありますけ

れども、直売所をつくるということ自体は、ああいう大きな通りなら交通は混むとか、入り口が悪いとか、そういういろいろな条件があるけれども、やっぱり商売となると、ああいうところのほうが私はいいのではないかと、かえって変な畑の中につくるとかよりも、そうすれば一般の市民、また通りがかりの人、他県の人、いろいろ入ってきて、広大な7,000平米ですか、7反という、車なんかもたくさん止められるからいいのではないかなと、組合員のためにもかなりメリットがあるのではないかなと思います。

それともう一つ、4番、農協の回答の4番のところに、支店運営委員会や支部座談会へ農協事務所と農産物直売所を複合することが協議され、新たな協同組合拠点をつくることが決定されましたと、あの支店運営委員会や支部座談会でもう意見を聞いてあるわけですから、ある程度のもう農協としても組合員の意見を尊重している部分ではないかなと理解しています。そんな関係で、私は難しいことはあまり言えないですけれども、直売所をつくるということは賛成です。農協さんでもいろいろこのところを決めたことには、かなりの、ではほかにどこがあると言っても、なかなか見つからなくて、こんな広いところで、ほかには農業にも迷惑をかけないような地域で立地条件でありますので、いいのではないかなと思います。

それともう一つ、支店と併合ということに対しては、いろんな入間市、吉田さんの考えていることは多分〇〇の支店がなかなかうまく回答はあっても進まないわけですね。そういうことの答えが出ていないで、〇〇地点へつくるというのですから、総合的な農協の答えが欲しいのではないかなと、そういうふうに理解しております。ですから、直売所に対しては私は賛成ですけれども、支店についてはちょっと何とも言えません。ただ、先ほど支店をつくることによって、そこで来客者が直売所を利用したり、そういうふうに来た人が買っていくというのは、また商売としては大いに盛んになるのではないかと、こういうふうに思っております。

ちょっとまとまらないですけれども、私の考えはそういうふうに考えております。以上です。

○議長

太間さん、どうですか。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

今、あれですよ。この文書をどうするかということがまず今聞かれているわけですよ。でも、これ読んだのですけれども、そんなに対して隠すような中身というのはないと思うの

です。それを農業振興課さんのほうから、どういうふうに農協さんからこういうふうに回収しろと言われたのかどうかは分かりませんが、やはりこっちは審査をするほうであれば、市としてはこのような文書であれば回収する必要はないのかなという気もするのですが、そういうときにだから何で農協さんにそういう話をできないのか、要はこの中身がもっと濃いものであればいいけれども、何か隠すような文書なのかどうかというのは私これ見ても判断できないですけれども、そこら辺は農協さんとやったときのやり取りで、どんなふうな感じだったのか、市のほうはどういうふうに考えているかということです。

○議長

どうですか、今の太間さんの意見に対して、振興課としては。

○農業振興課

私どもはそういう要請をされて、内情をいろいろとまだ未確定な部分だとかもあるようなところもあるので、そういった内容が独り歩きしては困ると、何か農協の例えば方針なり、そういったことのもう少し例えば突っ込んだ話でもいいですし、そういったお話が聞きたいということであれば、直接回答をいただけるかどうかは分かりませんが、市を通してではなくて、直接農協さんのほうに送っていただいて結構ですからと、そういった回答も農業委員会のほうでしていただいても結構ですからというふうにいただいているところです。あくまでも回収をしてほしいということなので、その無理強いとか、そういったことはしておりません。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

ただ、審査をするほうなので、向こうの言うとおりでなくて、これはちゃんとその審査するために使う資料だからということで、そこら辺は納得させる必要も、そういうことはできないのですか。

○農業振興課

あくまでも今回農業委員会さんをお願いしているのは、その除外のことについて意見を求めているというので、そのことについては事前に5月のときに理由書等を付けて配付をさせていただいたので、除外についてのことはそこが基本的には説明をさせていただいているということなので、あくまで今回いただいている内容については、農協さんの組織的な運営だとか、そういった計画だとか、そういった中身のことなので、そういった部分の取扱いからこのようにさせていただいたというところがあるかとは思いますが。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

この間の理由書の中と、そんなにこれはあまり変わらないですよ。理由書はみんなにもう配付されてやっているわけですから、それよりこの内容は逆に言うとあまり精度よくないですよ。ですから、何でこれを回収する理由があるのかということも解せないです、これ。

○議長

細瀬さん、まだ〇〇辞めたばかりですけども、その辺のことについても何かご存じではないですか。

○農業委員 7 番（細瀬汎子君）

今、もう〇〇日で〇〇も終わりました、一般の〇〇〇になったわけですけども、それ前に直売所の件は、〇〇〇と〇〇と案が出たのです。直売所をつくるという計画が出たのです。それを今、〇〇さんもやっているときですよ。

それで、あそこの〇〇〇〇〇〇〇の向こう、所沢へ入りますよね、あれからちょっと行くと。その道の 4 6 3 の向こうに計画が出たのですが、4 6 3 から入る道がない。ぐるっと回って入るとい、そういう問題もあって、それが駄目になったのです。それもあるのと、農協の〇〇〇と〇〇で直売所をあそこへ持っていきたいというのは、生産者、農家の人たちが所沢の人もあそこだったら持ってこられる、人間の人も持っていけるとい、直売所はあそこがいいのではないかと。

○議長

直売所に関しては皆さんそんなに反対ではないのですけれども、支店はそこにつくること自体が問題だねというようなのです。その辺に関してどうなのですか。

○農業委員 7 番（細瀬汎子君）

支店の問題は、やっぱり支店運営委員会、みんなかかっているわけですよ、〇〇にしても、〇〇にしても。それで皆さんが支店運営委員の総代さん、農家支部長さん、女性組織とか、年金、共済、皆さんが入って支店運営委員会でもんで、一応皆さん納得したという話は聞いています。納得してもらったからあそこへつくるという話は入っていますけれども、それであそこということが決まったのだと思うのですけれども。

○議長

はい。

○農業委員 4 番（増田恒治君）

うことで、今までそういうふうな部分が出来上がってきているのです、みんな。だから、このところをちゃんと組合としてはみんな納得しているのですけれども、これは農業委員会の席だから、私はそう言う気はなかったですけれども、ちょっとそこの話になってくるとするならば、そこは誤解のないように、ちゃんとそれは頭に入れてほしいなと私は思います。やっぱり増田さんのところも同じように出たときには、全くそれ合併するのだよと言うだけで、どこにどうするとか、どんなものをつくるかというのは全くなくやった、提案された内容のもので、お上から来たのをそのまま「はい」と言ってしまったようなものですよね、多分。

それが終わって、それでいいのかという話になってしまっているわけですから、そうではなくて、組合員に下ろして、組合員の意見を吸い上げてやったかという、ここに書いてあるとおりでは全くないのです、そんなことは。だから、我々のほうでもこのままではみんなに、運営委員の意見聞いて、全部吸い上げて、それでノーと、それはもうノーと言ったらだめですものね。イエスと言ったところはすぐやってしまうというのは、それは変でしょうという、そういう実態はやっぱり市もこんな取り合わなければだけれども、これはJAの問題だからと言い切ってしまうえば、そのとおりです。だから、それは支店のほうでそれは闘っていますよ、こっちだって。みんなそれぞれそうだと思うのですけれども、そういう部分のところ、でもそれは置いておいて、やっぱり農業振興全体をやっぱり考える農業委員会での姿勢として大事なのではないですかというのが原点なのです。

以上です。

○議長

どうですか。そろそろ意見まとめなくてはいけないかなという感じがしているのですけれども、要するに意見としてずらずらずらと書くのではなくて、妥当かどうか、あるいはちょっといろんな意見があるから、理解できないものあるからという返答、返答といたしますか、審議に対する。今、皆さんの言われたことを一つ一つ書くのではなくて、ちょっと問題ありますよという意見があるという返答を書く。

どうぞ。

○農地利用最適化推進委員（平塚尚吾君）

ちょっとまた自分の頭の中を整理するつもりで質問しますがけれども、要するにこれ前回の委員会に出てきた農業振興地域整備計画変更に係る関係として、十数件出てきた中で、この

農協の関係を意見として求めたいというような中に、先ほどこの事務局のほうから分かりやすい資料をつくってもらってありますけれども、要するに5要件が上がっていますよね。その5要件に一つ一つ当てはめながら、これがクリアできてくれば、駄目なら通らないといったところで、この農協に対するこの質問状が出ているわけですが、ちょっと当てはまる部分と当てはまらない部分もあるのですけれども、この辺をちょっとよく整理して、どうするかということの流れで整理していけばいいのではないかなと思うのと、あと要するにこの法律というか、ちょっとこの辺も当事者の農協が入ってしまっていたり、農用地区域からの除外というところで、この辺の法律のつくり方にもちょっと問題があるのかなと思うのですけれども、その辺をだからちょっと鑑みて、この5要件にこの案件が合ってくればいい、悪いという判断をしていくことをしていかないと、ちょっと農協内の意見、考えをここで話し合っても、ちょっと無理があると思うので、その辺を整理して、この5要件に合うかどうかという考え方で捉えていけばいいのではないかなと思うのですけれども。

○議長

私、さっきちょっと申し上げたのですけれども、この件はほとんど受け身の状態のあれなのです。将来の農業をどうしようとか、そういった部分がなくて、ではそれで5要件であるからイエスかノーかだけのような気もするのです。吉田さんの言われるのは、多分将来の農業をどうしようか、農協をどうしようかという部分まで含まれた欲張りな意見なのですけれども、そういう理解していいですね、吉田さん。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

そうです。直接介入というようなことはあり得ないのですが、農業委員会の立場を最大限使うという。

○議長

そういうことなのですけれども、今、平塚さんの5要件について。

○事務局

平塚委員さんは、委員さんの今のご質問のほうになります。先月の農業委員会の中でJAからの理由書の中でその各参考資料ということでお配りさせていただいたものの裏面に5要件が書いてあると思いますが、こちらのほうがその理由書の中で一つずつその要件について、これはこういうことですよということやっておりますので、農業振興課とすれば、もちろん通っているから農業委員会のご意見の照会をしているということですので、農業振興課

の通っているということを私のほうでも確認というか、それは認識しておりますので、一応そういうものはそろっているというふうな認識でございます。

○議長

いいですかね、吉田さん。

はい。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

ちょっと俺それ違うと思うのです、違うと。反論する意味ではないのですけれども、基本的に一緒にしてなぜ必要だから、ほかに土地がないと。これは、法律上の1号関係にあるように、農業地区以外の区域内の土地も結局市街化区域にはないという部分について、それから、それ以外の農業振興地域、農地についても〇〇と〇〇の中には、7,500平米を確保する。同時にした場合について7,500平米を確保する土地はないから、これがないからここでいいのだというものの理由書なのです、それ。だけれども、これは全く分離をして、皆さん直売所はいいと言っているのだから、直売所が6,000平米必要、あと1,000平米は支店だという格好になってくれば、直売所は除外でもオーケーですよという話にはなってくると思うのです。ただ、支店は違うだろうと、1,000平米だったらどこかのもっともった違った市街化区域内にあるはずだと、そういう筋を通すべきではないですかと言っているのですよ、私。だから、そののところで見つけて、どうしても〇〇と〇〇地区内にその1,000平米ぐらいの土地が見つからないと。だったらその次の段階として、その中にある農用地のその除外をして、そこをつくりたいというのが原点だと思うのです。さらに増して、農協さんは今現在〇〇支店は持っているわけですから、その拡大も考えられるし、その辺のところをちゃんと議論したのですかねというものが私は知りたかった部分だったわけです。それが全くなくて、分けた内容のものというのも一切回答には出ていないし、だから回答には載っていないなと思いますけれども、意味はそういうことなのです。そのところはやっぱり分けないといけない。これは、JAさんが言ってきた内容のもの理由書というのは、7,500平米必要だからという根本にそこに基づいているからです。私がよく言う分離したらそれは可能なのではないのという部分はあるわけですから、その見解の違いと言えれば見解の違いです。

○議長

振興課の皆さんなのですけれども、2年前から相談があったということなのですけれども、

その辺の今までの経緯の細かな説明は聞いていないのですけれども、ただ皆さん、代わっていますよね。職員代わっているのです、今。分かる範囲でどんな経緯でこうなったかというのを、相談の経緯は説明は。部長、知っているのではないの。

○環境経済部長

なかなか相談の件というのも答えづらいといいますか、あるのですけれども、〇〇支店は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇土地があるということで、たしか道路用地か何かに使用される部分があるということで、それはやむにやまれず、どこかに出なくてはいけないという話を聞いておりました。そういった事情からどこかに出ざるを得ないということで、該当地がここだったということではあります。

○議長

色んな話し合いはほとんどなかったのですか、そこまで決まるまでに。

○環境経済部長

基本でありますまずは市街化区域で求めてくださいというか、そういう基本的な最初の取っかかりで話はしていると思います。JAさん等も探してはいただいたと思うのですけれども、基本的な話はこちらとしては承知しております。

○議長

役所に弱点があると、こういう言い方はよくないか。

どうですか。後のこともありますし、そろそろ結論を出したいと思うのですけれども、要するに1つは、市からの回答は妥当なものでやむを得ないものとする。2つ目は、市からの回答は妥当なものではなく、理解できないものとする。単純な答えですけれども、どちらかの回答で、簡単な回答でいいということで。

(回答は求めないと。の声)

○議長

ああ、そうか、そうか。回答しなくても意見を言うだけでいいのです。

はい。

○農業委員6番(久保田勝君)

ちょっと増田さんに聞きたいのですけれども、〇〇支店の方々は全員反対なのか、ちょっと私は……

○農業委員4番(増田恒治君)

全員反対ではないですよ。だから、当初は全員一人一人の意見を求めた。後でトラブルが起きてはいけないので、全員賛成だったのです。後日日にちがたつにつれて、それで反対意見が出てきた。それだけではない。先ほど農協の利益と言いましたけれども、農協の利益にならないと思います。なぜかという、例えば黒須支店は野田支店に行くことによって、大体合併した時点で〇〇〇ぐらいのお金がほかへ移動してしまっているはずですよ。〇〇支店も同じような形になると思います。だから、損得勘定で言ったらマイナスだと思います。だから、合併そのものは私は反対ではないのです。だけれども、もう少しその早く言えば金融に関しては考えてほしいと。直売所は賛成です。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

会長、なかなか先に進まなくては資料が足りていないのだと思うのです。皆さんの意見を聞いていけば、今ここに出ている案件というのは、JAの新店舗建設行為なのです。だからこそ私は食いついてはいるのですけれども、これではなくて、これが直売所建設行為であったら、除外申請、賛成でしょう、皆さん。確実に。ただ、そこにJAの部分のところの事業所が小さいのができたのよというのであればいいでしょうけれども、どうしてもでかいのをつくりたいからこうなってしまったのでしょけれども、そのところを市に伺ったとしても、並行で話があったよと言うけれども、これはちょっと違うなと思うのですけれども、初めは直売所があって、これは来たのだらうなと思うのですけれども、ただ、はっきりしているのは、これまでの意見、皆さん聞いていて、直売所についてはつくって、やっぱり販路を広げてほしいというのは原点だと思うのです。ただ、支店については、これまでの状況だとか、今はちょっと混乱している状況もあるので、これ全く別だろうということで、はっきりするならば意見としては、直売所の除外申請については何平米になるか分かりませんが、文書出ていないのだから、認められるけれども、やっぱり新店舗の建設工事については認められないということをはっきり打ち出したほうがいいのではないかなと思います。そこをはっきりすることによって、やっぱり市のほうもある程度の面積は除外できるし、全体ではありませんし、そうすれば農業委員会のこちらのほうの意見としてもやっぱりそれなりの筋を通したらというふうに思います。

今後県と協議する段階でも、その辺の意見で直接か、話し合い等においてもその辺の理解というのは出てくるのではないかなというふうに思います。2つに分けた形でぜひこの点についてはまず意見を出して、はっきりとすべきだと私は思います。

以上です。

○議長

どうですか、今の意見に対して。先ほど私が言ったのは、中村さんの言われたように、両論併記で問題ある点、問題ない、単純に書くだけだったのですけれども、今のように直売所の問題、支店の問題をはっきりと書いた農業委員会の意見を出したほうがいいか。

はい。

○農地利用最適化推進委員（平塚尚吾君）

すみません。ちょっと教えてもらいたいのですけれども、この手続のフローの中で、農業協同組合と農業委員会からの意見聴取とありますよね。これは、多分農協はオーケーと思うのですけれども、それでそういった調整と、これはどうなのですか。

○事務局

今回農業協同組合のほうと農業委員会等からの意見聴取というのは、法律上そういうふうな書き方がしてありまして。農業委員会については個別に農業委員会がかけて聞かれていると思うのですけれども、JAのほうは農振協と、この後あると思うのですが、その中でJAの理事さんがメンバーに入っていて、うちのほうの会長も入っていますね、農振協。その中で話し合うというようなことで伺っております。

○農地利用最適化推進委員（平塚尚吾君）

では、その意見をまとめていくわけだから、多分反対というのは……

○事務局

恐らく自分のところの計画ですので、その中でだから意見をやはり同じような形で聞くというような形ですので、その中では農業委員会の方もおりますし、このJAの方もいらっしゃるということです。

○農地利用最適化推進委員（平塚尚吾君）

では、それは農業委員会とそっちの意見が賛成と反対だったら、その上へいったときはどうやって決めるのですか。

○事務局

最終的にはその各農協さんのほうの意見ですとか、あと農業委員会の意見とか、そういったものを加味して市が考えることになりますので、賛成とか、反対とかという話があったとしても、市はそれをどう考えるかというのは市のほうの考えになります。

以上でございます。

○農地利用最適化推進委員（平塚尚吾君）

分かりました。

○議長

どうですか、皆さん、もうとにかくまとめなくてはいけないのですけれども、要するに併設、直売所と事務所の併設に対して問題になっているような気がするのですけれども、そこをそういう意見が出ましたと、それには賛成の人もいるし、そうでない人もいるよと、別に文書として今日返さなくていいわけですよ。

○事務局

回答はない……

○議長

文書としては。そういう意見が出ましたということで振興課にも理解してもらおうということとでいいですか。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

違うと思います。違いますよ。

○議長

違う。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

違います、それ。そう言ったら何のために意見聞いているのですかという話になるではないですか。全然それは違いますよ。それはあくまでも妥協案としてやっているようなものであって、それは違うのです。だから、市側はそういうふうなところにぶれないように、市長の考え方もあるでしょうけれども、市長の考え方に対して公平中立に農業委員会がやはりその辺のところを、同じ行政の執行機関なのですから、ある意味でその意味においては対等なわけですから、そここのところでちゃんと意見を述べるべきなのです。だから、玉虫色みたいなことで返してしまって、それで向こうにいて、では農業委員会何と言ったの。よく分からないのだけれども、何か言ったそうみたいだよと言われて、それでやってしまうようなことで農業委員会を入間市がやっているのだったら、意味ないですよ。農業委員会やっている意味ない、そんなこと言ったら。本当にそう思います。だからこそそう言っているのです。だから、はっきりと出すものは出して、案外ここで直売所についてはオーケーです。支店に

については無理ですという形になれば、やはりJA等も考えると思うのです。そうなって考えてくると、では直売所のほうだけは考えよう。だけれども、どうしてもあそこのほうが、ほかを当たって見たけれども、必要だと、2年後あたりにまた出してくる可能性だってあります。それが普通であって、同時というのは考えられないということを明確にすべきではないですか。農業委員会がそれを逃げていたのではしょうがない。

○議長

回答は求めていると言われているのです。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

回答ではないですよ、意見ですよ。だけれども、そのところの農業委員会の姿勢というのは、ほかのJAだとか、官公庁とはやっぱり違うわけですから、ただ、意見だということを簡単に考えないでください。これ意見をもしノーと言った段階では、開発審査会の場合だって、農業委員会はこう言っていたと言いますよ。県だって言いますよ。いや、いい返事しなかったとなれば、そこでやっぱりしんしゃくそれはしますよ、それは。ある意味、それはそのまま通ってしまうかもしれません。やってしまうかもしれませんよ。そんなことで果たしてその組織上いいのですかという話です。これ極めて問題なところは、農業委員会と違うのは、体制の組織の問題ですから、そのところでやっぱりちゃんと筋通さなければ無理だと思います。

だとするならば、今後あってもなくても同じようなものです。意見だけ聞いているのだよと。意見だけ聞いて、聞いたけれども、もう意見だけ聞いて、だめなものはだめですよと。何のためにこれだけ時間かけてみんなで協議しているのですか。そのところは市側もちゃんと考えてみるべきだと思います。だから、市がちゃんと回答持ってきたのだし、片方はまともな回答というか、回答はつくられたのでしょうけれども、やっぱりそうではないというものを認識しているわけですから、そこもちゃんとしっかり出して、お互いに議論をして、それでそういう形でいいのだねというものをすべきだと思います。だから、そのところで玉虫色で決めるなんてとんでもないですよ。

○議長

どうですか、ただいまの意見。なるほどとなるのですけれども、いや、だけれども、さっき私も言ったのは、直売所は認められるけれども、支店の併設は考え直してくださいというようなことなのですから、それを農業委員会の意見として……

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

そこら辺、会長、違うのは、今回出ているのは新店舗の改築工事なのです。だから、先にあつた新店舗は駄目ですと言って、ただし、出ている直売所についてはこれは認める。逆ですよ。今までだったら直売所が先ですからと、こうなってしまうのだけれども、僕の考えですけれども。だから直売所は問題ないけれども、こっちはちょっとと言うのだけれども、今出ているのは新店舗改築建設計画ですから、メインは。直売所ではないのですから、直売所なんかなければいけない感じのものですから、理由書は。だから、そうではなくて、新店舗として認められないという話ははっきりしておいて、ただし大部分の面積を占める直売所についてはぜひ振興を図っていただきたいというふうなものの意見書をつけるのは、多分皆さんはそれでさっきの意見聞いていると、そうかなというふうな感じします。そこだと思います。

○議長

ただいまの吉田さんの意見に対して、まるっきり反対だという人いますか。

皆さん、賛成はしてもらえますか、あるいはほかにももうちょっと意見があるよというのがあったら言ってもらいたいと思うのですけれども、まとめ方として、農業委員会としてこんな意見があるよと、直売所に関しては一応納得できるけれども、支店の併設に関してはちょっと問題だねと、ほかにも考え方があってはないかと。

○農業委員 7 番（細渕汎子君）

齋木さんもさっき言われたように、支店へ来るお客さんも直売所と両方あれば、そっちへも寄ってくれるという、そういう意見もあるので、やっぱりしっかり切り離すというのは、ちょっとどうかなと思うのですね。お客さん、東金子でもやっぱり久保田さんもおっしゃったように、東金子へ来たお客さんも直売所へ寄っていくよ。何かがあれば農協で書き初め展だ何かあれば、それで直売所へも寄ってお客さんが増えるという、そういう……

○議長

それは分かるのですけれども、この農協の考え方、出し方、その辺の問題があるのです。確かに両方行っているのもお客さん寄ると思います。

○農業委員 4 番（増田恒治君）

よく分からないのですけれども、例えば〇〇〇〇金庫なり、〇〇〇銀行が直売所をつくるから、金融と一緒に出してくれたらと、農振区域に出せるのですか。

○事務局

それは、ちょっと除外のほうの関係になりますので、ただ、そういう直売所といっても、ただの店舗になってしまうと思うのですよね、金融機関が、JAではないもの、農業をやっている機関ではないものですから、ただの物販の店舗ですから、直売所といいましても。ただ、それがその会社の中でそういうものもやるということであれば、その建築、都市計画法だとか、もろもろのもの、あとちょっと除外のほうは分からないのですけれども、例えば2種農地の中で市街化にないということであれば、その場所でなくては駄目だということであれば、可能性としてはあると思います。直売所にこだわるということであれば。

○農業委員4番（増田恒治君）

例えば今、〇〇〇さん、〇〇〇さんも〇〇〇に納めるために、こちらの買い上げを〇〇〇さんやっていますね。ああいう形でやれば、〇〇〇銀行も早く言えば直売所を農家の組合員を集めて販売できる可能性は大いにあるということですね。

○事務局

ゼロということではないです。ただ、具体的なお話をいただかないと、何とも。最終的には農地転用の許可というのは、埼玉県が出すものですから、農業委員会がこれでいいよと言っても、県がだめだと、見解の相違もちょっとあるかもしれません。その法律の解釈上の。それがありますので、そういうのはちょっと個別に相談していただく。ゼロではないと思います。

○農業委員4番（増田恒治君）

可能性はあるということ。

○事務局

可能性は、はい。

○議長

とにかく農業委員会ではこんなふうに考えているよということは、ちゃんと県のほうまで伝えられますね、それは。

（回答はないんですよね。の声）

○議長

回答は要求していないのでしょうか、今日は。

○事務局

回答はただいまの会議の中で、回答のほうは、回答がありますというふうには……

○議長

回答がないということ。

○事務局

いや、回答がないということは、はっきり回答を欲しいとは言われていないのです……。

だから、別に回答を市は求めているのではないのです。ただ……。

○議長

はい、どうぞ。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

そうすると、これまで議論していて、そういう状況だとするなら、意見書を出して意見を求めただけけれども、その辺がちょっと乱雑になったとなると、それが分からないというふうになると、前回出したのは、農業委員会から出したのは、10番目のこの案件については再考を求めるとというのが第1行にありましたよね。この件について再考を求める。だから、もうそれしかないのではないですか。前回全員で決めたわけですから、この件については再考を求め。もうこれしかない。もう全部公式に会議録に残ってしまっているわけですから、再考を求めると。ありますよね、そういうことになっていますよね、たしか。

○事務局

この間、後日皆さんに郵送させてもらってあるのですけれども。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

文書いただきましたよ、再考を求め。もう唯一、どうのこうの言っていないで、再考を求めるといっただけで締めくくる以外方法はないのではないですか。

○議長

公式的に文書が出ています。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

そうでしょう。

○議長

はい。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

では、再考を求め。だから、もう意見を求めてきたどうのこうのということよりも、も

う再考を求めるということで、1回もう決めて出してしまっているわけですから、それを今日も確認したということで、再考を求め、これが農業委員会の意見ですという、そうせざるを得ないのではないですか、今日のところは。前回では再考を求めるといったこれは何なのですかという話になるわけですから。

○議長

皆さん、前回かなり協議してもらってあったわけですがけれども、その結論としては市長宛てでこの計画の再考を求めますという二、三行の文章なのですがけれども、出して、それに変わりはない。今話し合っても、そういう結論であるということでもいいですか。

(いいと思います。異議なし。の声)

○議長

いいですか。そうすればもう一回出してあるのですから、それをよく……

○農業委員3番(友野秀一君)

それは、再考しないための回答しているのだから。

○農地利用最適化推進委員(吉田竹雄君)

そういうことです。

○議長

では、そういうことでもいいですか。

(異議なし。の声)

○議長

大分時間、1時間半かかりましたけれども。

では、振興課は退席しますので。ご苦労さまでした。

それでは、次に移ります。

報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については2件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については12件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号及び第2号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了しましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午後 4時44分